

実務対応報告公開草案第 58 号

「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告公開草案第 58 号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い（案）」（2020 年 2 月 13 日公表）（以下「本公開草案」という。）

2. コメント募集期間

2020 年 2 月 13 日～2020 年 3 月 9 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告第 39 号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020 年 3 月 31 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	株式会社プロネクサス

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL2	田淵 隆明	公認システム監査人 特定行政書士、IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対する対応です。「コメントの概要」に要約したコメントを記載していますが、委員会における分析は要約前のコメントを対象に行っています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
（質問 1）実務対応報告第 5 号等に関する必要な改廃を当委員会が行うまでの間は、グループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、特例的な取扱いを定めるとする提案について		
（全体を支持するコメント）		
1) 提案内容に同意する。	提案に同意する。実務を考慮すると、特別な規定は止むを得ないと思われる。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
（質問 2）その他		
（国際財務報告基準（IFRS）の取扱いに関するコメント）		
2) 本公開草案における特例的な取扱いの、IFRS 上の位置づけについて	IFRS では、「繰延税金資産及び負債は、報告期間の末日までに制定され、又は実質的に制定されている税率（及び税法）に基づいて、資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率で算定しなければならない。」（IAS 第 12 号「法人所得税」第 47 項）との規定があり、本公開草案で提案されている特例的な取扱いは明示的にはないと思われる。 IFRS の任意適用会社で、連結納税制度を適用している企業も多いことから、本公開草案における特例的な取扱いについて、IFRS 上の位置づけが明確になると望ましいと考える。	本公開草案は、日本基準における特例的な取扱いを定めることを提案するものであり、IFRS 任意適用企業においては、IFRS の規定に基づくこととなる。
（設例の必要性に関するコメント）		
3) 「グループ通	「グループ通算制度」については、イメージが分かりにくいとの声が多いので、何らかの	本公開草案は、日本基準における特例的

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
算制度」の理解のための情報について	図解付きの設例が必要であると思われる。	な取扱いを定めることを提案するものであり、グループ通算制度についての詳細な検討を行うことを目的としていないため、特段の対応は行わないこととした。
（その他のコメント）		
4) その他の意見	<p>以前から指摘していることだが、JGAAP については「持分法」に関する制度の整備の充実が不可欠であると思われる。</p> <p>現時点においても、「配当金が利益処分でなく、一般管理費となる会計基準の国・地域」が存在するが、持分法投資損失の計算式から、「費用となった配当金」については、計算の対象から除外するように企業会計基準第 22 号等を改正すべきであるとする。</p>	本公開草案は、連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関して必要と考えられる取扱いを示すことを目的としていることから、特段の対応は行わないこととした。

以 上